

<最高裁判例⑪>平成元年 12 月 14 日最高裁判所第一小法廷

三井倉庫港運事件

テーマ	ユニオン・ショップ協定を締結した組合を脱退した労働者が他組合に加入した場合において、ユニオン・ショップ協定に基づく解雇は有効か。	
テキスト	労一 p.183	
出題実績	■	労一 2402A
ストーリー	Y 社は A 労働組合との間に、海上コンテナトレーラー運転手に関し、ユニオン・ショップ協定を締結していた。 【ユニオン・ショップ協定】 会社にも所属する海上コンテナトレーラー運転手は、双方が協議して認めた者を除き、すべて当該労働組合の組合員でなければならない、会社は海上コンテナトレーラー運転手で当該組合に加入しない者及び当該組合を除名された者を解雇する。 X らは会社に勤務する海上コンテナトレーラー運転手であったが、A 労働組合を脱退し、ただちに別の労働組合に加入し、その旨を会社に通告した。A 労働組合は、同日、Y 社に対しユニオン・ショップ協定による解雇を要求し、Y 社は、X らを解雇した。 X らは、解雇を不服として、解雇無効の確認の訴えを提起した。 ユニオン・ショップ協定に基づき、あなた方を解雇します。 A 組合を脱退後、すぐに別の労働組合に加入しています。  Y 社  労働者 X ら 労働者には、労働組合を選択する自由があり、又、ユニオン・ショップ協定締結組合以外の労働組合の団結権も尊重されるべきであるため、ユニオン・ショップ協定による特定の組合への加入を強制することは許されない。したがって、ユニオン・ショップ協定締結組合を脱退して他の組合に加入した X らに、ユニオン・ショップ協定に基づく解雇義務は生じない。(労働者 X 勝訴)	
判断	ユニオン・ショップ*協定は、労働者が労働組合の組合員たる資格を取得せず又はこれを失った場合に、使用者をして当該労働者との雇用関係を終了させることにより間接	

的に労働組合の組織の拡大強化を図ろうとするものであるが、他方、労働者には、自らの団結権を行使するため労働組合を選択する自由があり、また、ユニオン・ショップ協定を締結している労働組合（以下『締結組合』という。）の団結権と同様、同協定を締結していない他の労働組合の団結権も等しく尊重されるべきであるから、ユニオン・ショップ協定によって、労働者に対し、解雇の威嚇の下に特定の労働組合への加入を強制することは、それが労働者の組合選択の自由及び他の労働組合の団結権を侵害する場合には許されないものというべきである。したがって、ユニオン・ショップ協定のうち、締結組合以外の他の労働組合に加入している者及び締結組合から脱退し又は除名されたが、他の労働組合に加入し又は新たな労働組合を結成した者について使用者の解雇義務を定める部分は、右の観点からして、民法 90 条の規定により、これを無効と解すべきである（憲法 28 条参照）。

そうすると、使用者が、ユニオン・ショップ協定に基づき、このような労働者に対してした解雇は、同協定に基づく解雇義務が生じていないのにされたものであるから、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当なものとして是認することはできず、他に解雇の合理性を裏付ける特段の事由がない限り、解雇権の濫用として無効であるといわざるを得ない。

〈用語〉

「ユニオン・ショップ」……職場において労働者が必ず労働組合に加入しなければならないという制度。